一般社団法人青少年音楽協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人青少年音楽協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、ひろく青少年に交響楽団その他の演奏団体又は演奏家のすぐれた演奏を鑑賞する機会を与え、音楽的教養の向上と芸術的情操の育成をはかることによって、青少年の人間としての完成とわが国の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　交響楽団、その他の演奏団体又は演奏家のすぐれた演奏会の開催

(2)　身体的障害を持つ音楽家のための演奏会の開催

(3)　研修、育成のための合宿公演施設の運営

(4)　音楽を通じて行う国際交流

(5)　音楽教育を目的としたパンフレット及び機関紙の発行

(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業については、東京都及びその周辺県において行うものとする。

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員　この法人に功労のあった者で社員総会の議決をもって推薦された個人

(4) 学生会員　この法人の目的に賛同して入会した学生(中学校、高等学校、大学、大学院、又は同等と認められる教育機関の生徒・学生)

(5) こども会員　この法人の事業又は実践活動に積極的に参加する小学生以下の児童及び5才以上の幼児

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条　この法人の会員になろうとする者(こども会員の場合はその保護者)は、会費を添えて入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員(こども会員の場合はその保護者)は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2　名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条　会員は、理事会において別に定める退会届を会員(こども会員の場合はその保護者)が提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡するか、又は法人である会員が解散したとき。

第4章　社員総会

（構成）

第11条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第12条　社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条　社員総会は、定時社員総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条　社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）

第17条　社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役員

(役員の設置)

第19条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　3名以上15名以内

(2) 監事　3名以内

2　理事のうち1名を代表理事とする。

3　代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第23条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第25条　理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第６章　理事会

（構成）

第26条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第27条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第28条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章　資産及び会計

（基本財産）

第31条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって理事が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業年度）

第32条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第33条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第36条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第37条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する読売新聞に掲載する方法による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は三石精一とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

変更履歴

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 3 月 21 日 臨時社員総会にて変更

平成 28 年 3 月 20 日 定時社員総会にて変更

別表　基本財産（第31条関係）

1. この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産

1-1 西麻布メモリアル・サロン

【土地】所在・地番：東京都港区西麻布二丁目77番12　地積：165.42㎡

【建物】所在・地番：東京都港区西麻布二丁目77番地　家屋番号：1　構造：木造2階建　床面積：109.68㎡

以上